

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

北海道

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1. 道央地帯（石狩・空知・上川・留萌・胆振・日高）

(1) 現況

北海道の中央部から日本海に注ぐ石狩川水系に沿った上川盆地や石狩平野のある本地域では、豊富な水資源と比較的温暖な夏季の気候を利用して、稲作の中核地帯を形成しており、また、札幌近郊、空知南部、上川、胆振などを中心に、野菜の生産が盛んなほか、日高の軽種馬、上川・胆振の肉用牛など、地域の特色を生かした農業が行われている。

この稲作を主体とする地域では、国において水田農業政策・米政策の大転換が進められ、消費者の健康や食品の安全性に対する関心が高まる中、消費者や実需者のニーズに的確に対応した安全・安心、良質な農産物の生産・販売が求められている。

また、近年、集中豪雨、雹、竜巻などの異常気象といわれる現象が道内においても報告され、更には冷湿害や高温障害などの気象災害が発生しており、農産物の安定生産のために、品種・技術開発や農業生産基盤整備を行うなど自然災害に強い農業の構築が求められている。

かつ、本地域は経営規模の拡大が進む一方、農業従事者の高齢化も進んでおり、かんがい施設、農道の保安全管理や農用地の保全に関する取組に要する担い手農家の負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者だけでなく地域住民等の多様な主体の参画のもとに関係団体とも連携し、農地や農業用水等の資源の良好な保全と質的向上を図り、中山間地域等における農業生産条件に関する不利を補正するための支援を通して、多面的機能を確保するとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業の推進により、多面的機能の発揮を促進することを目標とする。

2. 道南地帯（渡島・檜山・後志）

(1) 現況

渡島半島と羊蹄山麓からなる本地域は、平坦部が少ないため経営規模は小さいが、道内では最も温暖な気候に恵まれ、集約的な農業が行われている。水稻が各地で生産されているほか、函館近郊では、施設野菜団地が形成されており、羊蹄山麓が畑作地帯、後志北部が果樹地帯として発展している。

本地域は、農業水利施設等の経年変化による機能低下が懸念されているほか、経営規模が全道平均に比べ小さく、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化も進行して

いることから、農道やかんがい施設の保全管理や農用地の保全に関する取組に要する農家の負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者だけでなく地域住民等の多様な主体の参画のもとに関係団体とも連携し、農地や農業用水等の資源の良好な保全と質的向上を図り、中山間地域等における農業生産条件に関する不利を補正するための支援を通して、多面的機能を確保するとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図るため、法第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業の推進により、多面的機能の発揮を促進することを目標とする。

3. 道東北（畑作）地帯（オホーツク・十勝）

(1) 現況

十勝平野、北見、斜網を中心とする本地域は、広大な農地を生かした大規模な機械化畑作経営により、豆類、てん菜、馬鈴しょ、麦類を中心とした生産が行われており、わが国の代表的な畑作地帯となっている。また、北見を中心として生産されているたまねぎは、国内最大の産地となっており、全国各地に出荷されている。

近年、全道的に鳥獣被害が拡大しており、地域における駆除や被害防止対策などに向けた取組の強化が求められている。

また、本地域は、農家戸数の減少に伴い一戸当たりの経営規模が拡大し、EU諸国の水準に匹敵する規模となっており、農道や排水路等の施設の保全管理や農用地の保全に関する取組に要する農家の負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者だけでなく地域住民等の多様な主体の参画のもとに関係団体とも連携し、地域取組の1戸当たりの負担の軽減や農地や農業用水等の資源の良好な保全と質的向上を図り、中山間地域等における農業生産条件に関する不利を補正するための支援を通して、多面的機能を確保するとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図るため、法第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業の推進により、多面的機能の発揮を促進することを目標とする。

4. 道東北（酪農）地帯（宗谷・釧路・根室）

(1) 現況

根釧、天北を中心とする本地域は、広大な丘陵と湿原を含む平坦地が大半を占めているが、泥炭地などの特殊土壌が多く、気候が冷涼であることから、草地が中心となっており、EU諸国の水準に匹敵する大規模な酪農経営が展開されている。

しかしながら、農家戸数は年々減少を続け、農業従事者の高齢化も進行しており、引き続き新規就農対策を推進し、多様な人材の育成・確保に努めるとともに、認定農業者や農業生産法人など中核的な担い手の育成・確保と担い手への農地の利用集積、さらに酪農ヘルパーやコントラクターなど地域農業の支援システムづくりを進めることが求められている。

また、近年、全道的に鳥獣被害が拡大しており、地域における駆除や被害防止対策などに向けた取組の強化が求められている。

本地域では、経営面積が広大であることから、農道や農用地の保全に関する取組に要する農家の負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者だけでなく地域住民等の多様な主体の参画のもとに関係団体とも連携し、地域取組の1戸当たりの負担の軽減や農地や農道等の資源の良好な保全と質的向上を図り、中山間地域等における農業生産条件に関する不利を補正するための支援を通して、多面的機能を確保するとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図るため、法第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業の推進により、多面的機能の発揮を促進することを目標とする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件や営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 本道においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。

2 促進計画の目標について

事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

市町村の判断により必要と認められる事項を記載する。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 法第3条第3項第1号に規定する事業に関する推進体制の整備

(1) 第三者機関

法に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、多面的機能支払交付金の実行状況の点検及び取組の評価等を行うための第三者機関を設置する。

(2) 道における推進体制

本交付金による取組の推進にあたっては、北海道、市町村、農業者団体等から構成する推進組織を地域の推進体制に位置付け、これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえたきめ細かい指導・助言等の支援を行うものとする。

(3) 関係者間における連携

北海道、市町村、推進組織、各々の役割を定め、関係者間での情報共有や協議等、緊密な連携に努めるものとする。

2 法第3条第3項第2号に規定する事業に関する推進体制の整備

(1) 第三者機関

中山間地域等直接支払交付金の交付にあたっては、実行状況の点検、施策の効果の評価等を行うため、中立的な第三者機関を設置する。

(2) 道における推進体制

本交付金による取組の推進にあたっては、北海道、市町村のほか、第4の1の(2)の推進組織により地域の実情を踏まえたきめ細かい指導・助言等の支援を行うものとする。

(3) 関係者間における連携

北海道、市町村、推進組織、各々の役割を定め、関係者間での情報共有や協議等、緊密な連携に努めるものとする。

3 法第3条第3項第3号に規定する事業に関する推進体制の整備

(1) 第三者機関

法に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、環境保全型農業直接支払交付金の実行状況の点検及び取組の評価等を行うための第三者機関を設置する。

(2) 道における推進体制

本交付金による取組の推進にあたっては、持続的な農業生産を支える取組の一環として実施することから、道は、市町村、農業者が組織する団体等と密接な連携を図りながら、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬等による環境負荷の軽減、さらには農業が有する環境保全機能の向上が図られるよう取組を推進する。

(3) 関係者間における連携

北海道、市町村、農業者の組織する団体等との各々の役割を定め、関係者間での情報共有や協議を行い、緊密な連携が図られるよう推進に努めるものとする。